

2020年5月26日

監理団体各位

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

試験再開にあたって当機構の取組みとご協力のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国から緊急事態宣言が発令されたことから、4月9日以降、当機構の事務所を一時閉鎖するとともにそう菜製造業技能評価試験を中止させていただいておりましたが、5月25日付けで全都道府県において緊急事態宣言が解除されたため、6月1日より試験を再開いたします。

現在、試験会場予定施設ごとに開館状況等を確認しておりますが、緊急事態宣言解除後も感染予防のため、利用条件が付される場合があるほか、会場によっては引き続き試験に利用できない場合がありますので、ご了承ください。試験会場として利用できないために試験中止になる場合は、監理団体へ個別に連絡いたしますので、当機構からの連絡をお待ちください。試験会場へ直接電話で問い合わせをしないでください。

試験再開後の試験会場では、新型コロナウイルス感染防止のため、以下のとおり対応 させていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

1. 当機構の取組み

- ①試験監督者は、マスク、ビニール手袋、フェイスシールドを着用します。
- ②試験開始前及び終了後、テーブルやドアノブ等の消毒を実施します。
- ③会場内では、ソーシャルディスタンスを実施します。
- ④学科試験会場及び実技試験会場では、定期的に換気を実施します。



2. 受検者及び付添の方へのお願い

①移動時の注意

試験会場までの移動に際し、マスク着用や混雑した車両を避けるなど十分注意 してください。

②入館時からのマスクの着用

試験用のマスクで結構ですので、施設への入館時から必ず着用をお願いします。

③手指の消毒

試験会場入口にアルコール等消毒液を設置しますので、手指の消毒をお願いします。

④来館者の名簿作成

試験当日、当機構にて施設に入館した付添の方の名簿を作成します。別途会場からも受検者等の名簿の提出を求められることがあります。当機構スタッフが所定の用紙への記入をお願いしますので、指示に従って下さい。事前に作成する必要はありません。

⑤私語と飲食の制限

飛沫飛散防止のため、会場内での私語と飲食はご遠慮下さい。

⑥受検者の健康管理

以下に該当する場合は、受検をご遠慮下さい。

- ・ 当日体温を計測し、発熱がある場合
- 当日具合が悪い場合
- ・ 受検の2週間以内に、発熱や感冒症状で受診や服薬をした場合
- 同居する人が以上の各項目に当てはまる場合
- ⑦その他施設利用の原則の順守

来館時に施設から求められる感染防止対策を実施していただくようにお願いをすることがありますので、その場合は当機構スタッフの指示に従ってください。

3. 受検をお断りする場合について

激しい咳や発熱などの症状により、他の受検者への影響が懸念される場合は、受検をお断りし又は試験を中止し、お帰り頂く場合がありますので、あらかじめご了承下さい。